

採石業者の承継について
(相続)

産業振興課あてに以下 1. ～11. の書類を提出してください(受付印のある控えを必要とする方はその旨申し出るとともに、届書等の写しも提出してください)。

なお、合格証は通知文書と併せて簡易書留にてお返ししますので、以下 12. ～13. も提出をお願いします。

【提出書類】

- | | |
|----------------------|-----|
| 1. 採石業承継届書 | 1 部 |
| 2. 戸籍謄本 | 1 部 |
| 3. 誓約書 (事業者用) | 1 部 |
| 4. 誓約書 (業務管理者用) | 1 部 |
| 5. 雇用証明書 | 1 部 |
| 6. 業務管理者合格証 (認定証) | 1 部 |
| 7. 業務管理者の住民票 (コピー不可) | 1 部 |

(注) 千葉県内の市町村に住民登録のある人は提出不要です。

《以下 8. ～9. は、相続人が二人以上ある場合で、全員の同意により事業を承継する相続人を選定した場合に提出》

- | | |
|----------------|-----|
| 8. 採石業者相続同意証明書 | 1 部 |
| 9. 証明者の印鑑登録証明書 | 1 部 |

《以下 10. ～11. は、相続人が一人、または相続人が共同して相続した場合に提出》

- | | |
|-----------------|-----|
| 10. 採石業者相続証明書 | 1 部 |
| 11. 証明者の印鑑登録証明書 | 1 部 |
-

12. 470円分の切手を貼付した返信用封筒

(注) A4用紙類が折らずに入るサイズの封筒に、宛先を明記してください。

13. 10円切手13枚

(注) 余った場合お返ししますので、封筒に貼らないでください。

14. 住民票、印鑑登録証明書は申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

【作成方法】

1 採石業承継届書

- (1) 承継者、被承継者とも、事務所が2ヶ所以上ある場合は、それぞれの名称及び所在地を記入する。
- (2) 承継者の事務所が2ヶ所以上ある場合は、それぞれの事務所ごとに業務管理者を置くこと。

2 誓約書（事業者用）

3 誓約書（業務管理者用）

- (1) 事業者名で提出する。
- (2) 事務所が2ヶ所以上ある場合、それぞれの事務所及び当該事務所に置く業務管理者氏名を記載する。

4 雇用証明書

- (1) 事業者名で提出する。
- (2) 業務管理者1人につき1枚作成する。

~~~~~

記入方法等に不明な点がありましたら、電話等でお問い合わせください。  
申請する前にFAXいただければ下見もいたします。

~~~~~

【提出・問い合わせ先】

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県商工労働部産業振興課資源対策室

電話：043-223-2735

FAX：043-222-4555